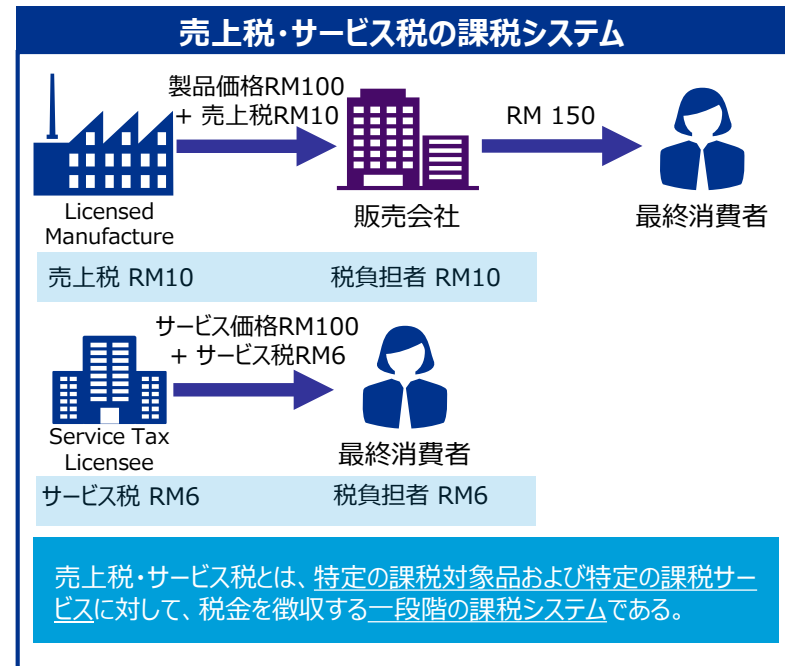
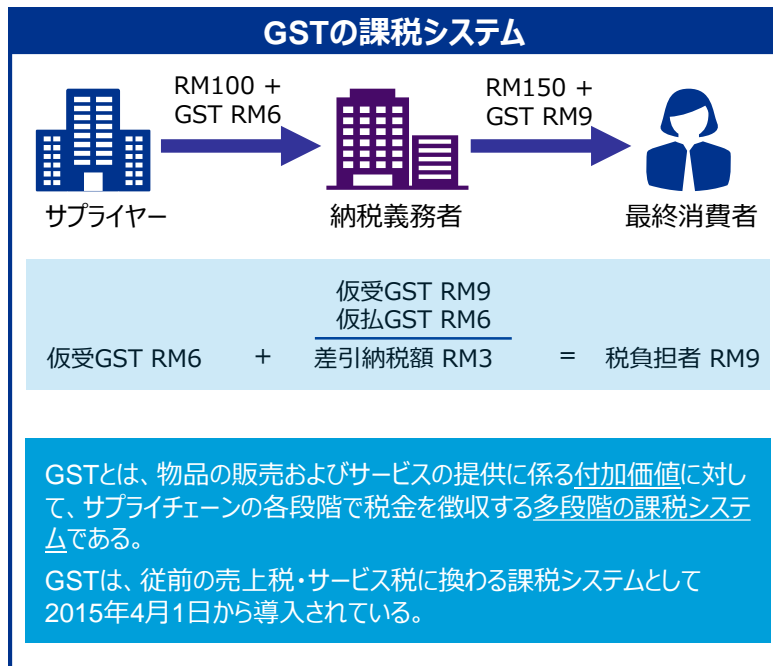


GST vs 売上税・サービス税 – 比較概要 (1/2)

GST税率6%→0%へ改正、売上税・サービス税の再導入？

2018年5月9日のマレーシア国政選挙の結果、野党が勝利し新政権が発足した。新政権のもと、2018年6月1日より現行のGST税率について、6%から0%へ改正されることが公表されている。また、従前導入されていた売上税・サービス税 (Sales Tax/Service Tax) を再導入することも示唆されている。

GST vs 売上税・サービス税の課税システム



注) 上記、GST税率については6%を前提に、売上税・サービス税については、従前の法令等を参考に記載している。

GST vs 売上税・サービス税 – 比較概要 (2/2)

GST vs 売上税・サービス税の比較概要

	GST	売上税	サービス税
課税システム	多段階の課税システム	一段階の課税システム	一段階の課税システム
法令	GST Act 2014	Sales Tax Act 1972	Service Tax Act 1975
税率	6% (2018年6月1日より0%へ改正)	0%～10% (通常10%)	6% (RM50:クレジットカード発行会社)
課税の範囲	マレーシア国内での物品販売・サービス提供 物品・サービスの輸入	国内製造された課税対象品 課税対象品の輸入	特定の課税サービス
課税登録業者の要件	RM 500,000	RM 100,000	RM 0～RM 300,000
税額集計方法	Tax Invoice方式	–	–
中間業者の処理	仕入税額控除	N/A (一段階課税のため)	N/A (一段階課税のため)

注) 上記、売上税・サービス税については、従前の法令等を参考に記載している。

留意事項

新政権のもと、2018年6月1日よりGST税率は6%から0%へ改正されるものの、財務省は5月16日に発行したMedia releaseにおいて、GST登録業者は、引続きGSTへの法令遵守（Tax invoiceの発行、GST申告書の提出等）が必要であることにも言及している。

また、5月16日時点において、売上税・サービス税の再導入の可能性はもとより導入時期等に関する詳細なアナウンスメントはなされておらず、今後の動向に留意が必要である。